



埼玉県報

第44号
令和元年(2019年)
10月4日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 市町村システム共同クラウド化業務委託に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 県民活動総合センターハード・ネットワークシステム改修業務委託に関する落札者等の公示（共助社会づくり課）
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書推奨（青少年課）
- 平成31年度随時実施技能検定の実施に係る職種の追加（産業人材育成課）
- 埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立総合教育センターほか11施設で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま東村山線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道保谷志木線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道保谷志木線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道東松山桶川線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道行田東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）
- 財政的援助団体等監査結果に対する措置状況の公表（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

埼玉県議会令和元年九月定例会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県一般会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県一般会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県一般会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,205,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,890,665,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		157,477,816	2,205,507	159,683,323
	3 委託金	5,838,073	2,205,507	8,043,580
歳入	合計	1,888,460,000	2,205,507	1,890,665,507

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		95,601,145	2,205,507	97,806,652
	7 選挙費	6,576,587	2,205,507	8,782,094
歳出	合計	1,888,460,000	2,205,507	1,890,665,507

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

市町村システム共同クラウド化業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年8月1日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 J P タ
ワー

5 落札金額

74,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月24日

告示

埼玉県告示第五百二十三号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
深谷市	平成二十九年度	地籍図二十五枚	令和元年九月
	平成三十年度	地籍簿一冊	二十五日
		深谷第三十七地区（大谷の一部）	

告示

埼玉県告示第五百二十四号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認定年月日
飯能市	平成二十九年度	地籍図二十七枚	令和元年九月
	平成三十年度	地籍簿一冊	（大字双柳の一二十五日部）

告示

埼玉県告示第五百二十五号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
小鹿野町	平成二十九年度	地籍図二十二枚	令和元年九月
	平成三十年度	地籍簿一冊	二十五日
		(般若の一部)	

告示

埼玉県告示第五百二十六号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認定年月日
小川町	平成二十九年度地籍調査一冊	古寺三地区（大字上古寺、下古寺の一部）	令和元年九月二十五日

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県民活動総合センターハード・ネットワークシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部共助社会づくり課NPO認証担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年8月8日

4 落札者の氏名及び住所

都築電気株式会社 東京都港区新橋6丁目19番15号

5 落札金額

36,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年6月28日

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一五七〇	乳幼児	くだものぱくつ	彦坂有紀／もりといずみ／作	講談社
一五七一	乳幼児	ねこです。	北村裕花／作	講談社
一五七二	乳幼児	ねーずみねーずみどーこいきゃ？	こがよつこ／文 降矢なな／絵	童心社
一五七三	乳幼児	だんごむしのおうち	澤口たまみ／文 たしろちさと／絵	福音館書店
一五七四	乳幼児	しゅつどう…しゅつぼうたい	鎌田 歩／作・絵	金の星社
一五七五	小学校低学年	やきいもやゴリラ	ながいくこ／作 くすはら順子／絵	ポプラ社
一五七六	小学校低学年	二年二組のたからばこ	山本悦子／作 佐藤真紀子／絵	童心社
一五七七	小学校低学年	すき！ I i k e i t !	ほんえすん／作 サタケシユンスケ／絵	教育画劇
一五七八	小学校低学年	おにのおにいさん	さいとうしのぶ／作・絵	ひさかたチャイルド
一五七九	小学校低学年	パワルのスケッチブック	みやざきひろかず／作	BL出版
一五八〇	小学校中学年	消えた時間割	西村友里／作 大庭賢哉／絵	学研プラス
一五八一	小学校中学年	俳句ガール	堀 直子／作 高橋由季／絵	小峰書店
一五八二	小学校中学年	ヒヨウのハチ	門田隆将／文 松成真理子／絵	小学館
一五八三	小学校中学年	ハニーのためにできること	楠 章子／作 松成真理子／絵	童心社
一五八四	小学校中学年	ぼくのなまえはへいたろう	灰島かり／文 殿内真帆／絵	福音館書店
一五八五	小学校高学年	ゆかいな床井くん	戸森しるこ／著	講談社
一五八六	小学校高学年	ガラスの梨 ちいよんの戦争	越水利江子／作 牧野千穂／絵	ポプラ社
一五八七	小学校高学年	キュリオシティ ぼくは、火星にいる	マーカスマートン／作 松田素子／訳 渡部潤一／日本語版監修	BL出版
一五八八	小学校高学年	ジュリアが糸をつむいだ日	リンダ・スー・パーク／作 ないとうふみこ／訳 いちかわなつこ／絵	徳間書店
一五八九	小学校高学年	子ども食堂かみふうせん	齊藤飛鳥／著	国土社

一五九〇	中学校	カーネーションソング	ジョン・デヴィッド・アンダーソン／著 久保陽子／訳	ほるぷ出版
一五九一	中学校	リマ・トゥジュ・リマ・トゥジュ・トゥジュ	こまつあやこ／著	講談社
一五九二	中学校	ぼくたちのP(パラダイス)	にしがきよこ／作	小学館
一五九三	中学校	天地ダイアリー	ささきあり／作	フレール館
一五九四	中学校	レモンの図書室	ジョー・コットレル／作 杉田 七重／訳	小学館
一五九五	高校・青年	蕎麦、食べていけ！	江上剛／著	光文社
一五九六	高校・青年	シヨコソニエ	藤野恵美／著	光文社
一五九七	高校・青年	ある子ども	ロイス・ローリー／著 島津やよい／訳	新評論
一五九八	高校・青年	風に恋う	額賀 滯／著	文藝春秋
一五九九	高校・青年	世界に一軒だけのパン屋	野地 秩嘉／著	小学館

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

平成三十一年埼玉県告示第百六十六号(平成三十一年度随時実施技能検定の実施)の一部を次のように改正する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

第一号イ中「普通旋盤作業」の下に「フライス盤作業」を、同号ロ中「帆布製品製造作業」の下に「布はく縫製(ワイシャツ製造作業)」を加える。

告 示

埼玉県告示第五百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力7,435キロワット
予定使用電力量11,908,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課総務・予算総括担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

220,689,257円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月28日

告 示

埼玉県告示第五百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気 契約電力6,591キロワット 予定使用電力量12,893,600キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課総務・予算総括担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

236,448,023円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月28日

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気 契約電力7,471キロワット 予定使用電力量12,654,700キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課総務・予算総括担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

234,800,208円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月28日

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力6,584キロワット 予定使用電力量11,692,200キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課総務・予算総括担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

213,406,056円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月28日

告 示

埼玉県告示第五百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気 契約電力6,712キロワット 予定使用電力量9,062,300キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課総務・予算総括担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社F-Power 東京都港区芝浦3丁目1番21号

5 落札金額

176,216,575円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月28日

告 示

埼玉県告示第五百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立総合教育センターほか11施設で使用する電気 契約電力1,656キロワット
ト 予定使用電力量4,148,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課総務・予算総括担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

5 落札金額

73,334,145円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月28日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

<p>路線名</p>	<p>さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>志木市中宗岡四丁目一七七三番四地先から同市中宗岡四丁目一七七三番二二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和元年十月四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年二月十八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五・六三メートル</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年十月四日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたま東村山線 志木市中宗岡四丁目一七七三番四地先から同市中宗

岡四丁目一七七三番二地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年十月五日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

<p>保谷志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市三原五丁目二一四八番一地先から同市三原五丁目二一五五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年十二月二十四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四八・七五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年十月四日から二週間埼玉県朝霞県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 保谷志木線 朝霞市三原五丁目二一四八番一地先から同市三原五丁目二

一五五番一地先

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年十月五日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

<p>東松山桶川線</p>	<p>路線名</p>
<p>北本市大字下石戸下字久保耕地六八八番一地从り同市大字下石戸下字久保耕地四九七番一地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年四月二十日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一〇二・六五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 行田東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	東松山市日吉町四三三一 番地先から	区 間
八・四九〇一一・三五	八・四九〇一一・〇六	敷地の幅員 (メートル)
四一・八八		延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年十月四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和元年十月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第四十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年十月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

日 時	場 所	議 題
令和元年 十月十日（木） 午後七時	選挙管理委員会室	1 参議院議員補欠選挙について 2 その他
令和元年 十月十一日（金） 午後六時	選挙管理委員会室	参議院議員補欠選挙について

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年十月四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 191機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ2019大会課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事

事務局	務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成31年4月15日～令和元年8月9日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
 (ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要

と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	税務課	平成30年度に現金領収した納税証紙の売りさばき代金について、収納した当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないところ、複数の売りさばき代金の払込みが、長期にわたり遅延していたことは不適切であった。
県民生活部	共助社会づくり課	平成30年度に締結した「県民活動総合センター駐車場バリアフリー改修工事設計業務委託」及び「同改修工事」に関して、設計業務委託に係る完了検査前の設計図書を使用して、同改修工事の入札公告を行ったことは不適切であった。
保健医療部	国保医療課	平成30年度に長期継続契約で締結した「国保データベース（KDB）システムハードウェア保守業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 委託契約の内容が、埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する要件に該当しないにもかかわらず、長期継続契約として締結した。 2 長期継続契約の契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、契約を解除する旨の特約が定められていなかった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	財政課	平成30年度の資金前渡による電話料金の支払のうち3件について、直ちに支払が完了しなかった場合には現金出納簿に整理すべきところ、整理していなかったことは不適切であった。
企画財政部	情報システム課	平成30年度に締結した「住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等に係る契約」及び

		「住民基本台帳ネットワークシステム業務端末機器等の賃貸借等に係る契約」について、契約期間が複数年にわたらない1年以内であるにもかかわらず、長期継続契約としたことは不適切であった。
県民生活部	文化振興課	平成30年度の「オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業」補助金について、当初交付決定額の変更を承認するに当たり、支出負担行為の変更を行わなかったことは不適切であった。
危機管理防災部	危機管理課	平成30年度の非常勤職員社会保険料支払に関する資金前渡金について、残金がない場合の精算手続を、全ての月において行っていなかったことは不適切であった。
環境部	水環境課	平成30年度に締結した「異常水質事故対応に係るAI（人工知能）等の先端技術の活用可能性調査業務委託」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
環境部	産業廃棄物指導課	平成30年度に長期継続契約として締結した「太陽光パネルリサイクル施設建屋賃貸借契約」について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。
福祉部	障害者支援課	平成30年度に締結した業務委託契約2件について、委託料の支払を概算払としていたところ、契約終了日までに業務完了検査及び精算手続を行わなかったことは不適切であった。
都市整備部	営繕課	平成30年度に締結した「越谷児童相談所事務室棟新築その他工事設計業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていないことは不適切であった。
警察本部	施設課	平成30年度に締結した「通信指令課無停電電源装置賃貸借契約の変更契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ課長が決裁していたことは不適切であった。
警察本部	施設課	平成30年度に締結した「久喜警察署耐震性貯水槽設置工事」について、契約図書では耐震性貯水槽設置の際に掘削した土砂を署外に搬出して処分することとし

		ていたが、土砂の搬出・処分状況を確認せず工事完了 検査を合格としたことは不適切であった。
--	--	---

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年十月四日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	高 橋 政 雄
埼玉県監査委員	新 井 一 徳

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	越谷県土整備事務所	令和元年6月28日 (第16号)	<p>平成29年8月に締結した「社会資本整備総合交付金(改築)整備工事[基盤創造](用地取得あっせん業務委託)」の協定において、次の点で不適切であった。</p> <p>1 業務が協定の履行期限内に完了していないにもかかわらず、履行期限の延長などの必要な手続を行っていなかった。</p> <p>2 履行期限経過後、成果品の補正に不測の日数を要した上、補正完了後の完了検査も2か月あまり遅延した。</p>	<p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <p>1 職員の意識改革 監査結果を職員に周知するとともに、所内研修を行い適正な契約事務の実施について職員に徹底した。また、担当職員を県土整備部・都市整備部合同財務研修に参加させ、財務事務の基本を再度確認させた。</p> <p>2 再発防止対策 業務委託契約の進行管理を的確に行うため、業務委託契約ごとに、設計及び入札・契約から履行検査、支払までの一連の手続きの進行状況を用地部内で相互に共有・確認できる「契約進行管理表」を新たに整備した。 また、受託者の埼玉県土地開発公社と情報共有を密にし、業務委託の進行管理を適切に行うこととした。 さらに、県土整備部では「埼玉県土地開発公社あっせん業務委託に係る標準協定書の一部改正」を行い、県と公社の委託範囲を明確化し、再発防止に努めた。</p>
警察本部	警察学校	令和元年6月28日 (第16号)	<p>平成29年度の「警察学校空調機器保守管理業務委託」について、契約相手方から業務の再委託は行わないとの報告を受けていたが、四半期ごとの業務完了報告書には再委託の事実が確認できる書類が添付されており、契約で定めている承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。</p>	<p>業者から提出された点検報告書は、事務担当者、経理員、決裁ルート of 職員等複数の者が、必ず契約書と照合し、契約書に沿って履行されているかを確認する。</p> <p>また、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。</p>

警察本部	大宮西警察署	令和元年6月28日 (第16号)	平成30年度の「一般廃棄物処理業務委託契約」について、業務内容の追加を目的とする変更契約を締結した際、当初契約の別紙支払内訳書と仕様書の業務内容を変更したが、契約書第6条に規定する契約金額及び年度別支払内訳を変更しなかったことは、不適切であった。	経理員の職責について、経理員研修のテキスト等を使用して改めて自覚させるとともに、事務担当者、経理員、決裁ルート of 職員等複数の者が、「契約事務チェックリスト」による厳格な審査を徹底する。併せて、変更契約を締結する際は、必ず原契約書と変更契約書を比較し、変更箇所に漏れがないかを確認する。 また、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。
------	--------	---------------------	---	---

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年十月四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
<p>社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 (埼玉県社会福祉総合センター指定管理者)</p> <p>(福祉部)</p>	<p>令和元年6月28日 (第16号)</p>	<p>【注意事項】 平成29年度に契約した次の修繕工事について、契約額が50万円以上であるにもかかわらず、経理規程に定める請書その他これに準ずる書面を徴取していなかったのは不適切であった。</p> <p>1 吸収冷温水機回路洗浄塗装(契約額: 993,600円) 2 高性能フィルター交換修繕(4階北、5階)(契約額: 993,600円) 3 高性能フィルター交換修繕(2階、3階、4階南)(契約額: 903,960円)</p>	<p>社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に対し、経理処理の適正化について指導した結果、次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の取引で請書を徴していなかったことが判明したため、平成30年12月27日に事務局長名で、経理規程に基づき、請書その他これに準ずる書面を確実に徴取する旨の注意喚起を行い、改善を図っている。 併せて所内で行う会計研修を通じて、請書を徴する意義や重要性について職員の理解を深めさせている。
<p>白岡市商工会</p> <p>(産業労働部)</p>	<p>令和元年6月28日 (第16号)</p>	<p>【注意事項】 平成29年度の小規模事業者経営基盤強化事業(提案型)「みんなの街バルイベント『みんなの白バル』」の「ホームページ・チラシ制作業務請負契約(1,328,940円)」について、庶務規程に基づき2者による見積合わせを実施したが、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結したことは不適切であった。</p>	<p>白岡市商工会に対し、再発防止のため庶務規程を遵守し事務手続を行うよう指導した結果、次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「手順書兼チェックリスト」を作成し、起案時には当該チェックリストによる要件確認を行うとともに、起案文書に添付して複数の職員によるチェック体制を義務付けた。 改めて庶務規程の内容を職員に周知徹底するとともに、規程遵守を厳命した。その後も月初の朝礼時に庶務規程をはじめとする各規程類、法令等遵守の励行を厳に指示している。 平成31年4月以降、月末に事務局長及び事務局次長が起案文書の監査を実施し、庶務規程遵守の確認を行うこととした。